



みどり

(一社)
大垣労働
基準協会報

発行
一般社団法人 大垣労働基準協会
〒503-0803
大垣市小野4丁目35番地10 大垣市情報工房4階
TEL.0584-73-2272/FAX 0584-73-2257
E-mail: o-roudoukijunkyokai@aurora.ocn.ne.jp
URL : https://www.ogakiroukikyoo.com

大垣労働基準監督署 令和8年度行政運営方針



令和8年度の重点課題

- 1 安全で健康に働くことができる環境の整備
- 2 長時間労働の抑制
- 3 労働条件の確保・改善対策
- 4 最低賃金の履行確保、賃金上げに向けた中小企業・小規模事業者支援
- 5 労災保険給付の迅速・適正な処理

具体的な取組事項

- 1 安全で健康に働くことができる環境の整備
多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、第14次労働災害防止計画（令和5年度から令和9年度まで）の目標達成に向け、労働災害防止・健康確保対策等に取り組みます。
- (1)「Cool! 西濃キャンペーン2026 ～熱中症重症化Zeroへ～」の推進
気候変動の影響により年平均気温が上昇傾向となる中、熱中症による労働災害を防止するため、令和8年度は「Cool! 西濃キャンペーン2026 ～熱中症重症化Zeroへ～」を実施します。キャンペーンでは、講習会や暑熱現場への監督署長パトロール等を通じて、熱中症対策の重要性や具体的な防止対策について広く周知し、労働安全衛生規則に定める措置の徹底、新たに策定される熱中症防止のためのガイドラインに定める措置の推進により、熱中症の予防、熱中症に罹患した場合の早期発見・重症化ゼロを目指します。
- (2)高年齢者の労働災害防止対策及び労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
労働災害に占める60歳以上の死傷者数が年々増加していることを踏まえ、令和7年度には「西濃エイジフレンドリーでゼロ災プロジェクト2025」を実施し、地域を挙げて高年齢労働者の特性に配慮した職場づくりを推進しました。令和8年4月からは改正労働安全衛生法により高年齢労働者の労働災害防止対策が努力義務となり、新たに高年齢労働者の労働災害防止のための指針が適用されることから、内容を周知するとともに、上記プロジェクトにより各事業場から収集した職場づくり事例集を活用して、事業場における具体的な取組につなげていきます。また、当管内における商業及び保健衛生業を中心として増加する行動災害（転倒や動作の反動・無理な動作による負傷等）に対応するため、転倒や腰痛になりにくい身体づくり等のソフト面からの対策を中心とした研修会を実施します。
- (3)労働者の健康確保対策の推進
労働安全衛生法等の改正により、労働者数50人未満の事業場におけるストレスチェック制度の義務化（施行は公布から3年以内の政令で定める日）を始めとして、病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援の努力義務化（令和8年4年）等が予定されていることから、あらゆる機会を通じて制度の周知を行います。また、岐阜産業保健総合支援センターが行う産業医等や事業者向けの研修、個別訪問支援、西濃地域産業保健センターによる小規模事業場への各種相談支援についても積極的に利用勧奨を行い、制度の円滑な導入を図ります。
- (4)化学物質等による健康障害防止対策
化学物質の自律的管理を基軸とする規制が令和6年4月に全面的に施行され、規制の対象となる化学物質が令和8年4月には約2,900物質に拡大されるところであり、SDS（安全データシート）の交付等による危険有害情報の通知、リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくばく露低減措置、保護具の適切な使用等について、周知と指導を行います。また、対象物質の拡大に伴い、対策を講じるべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から、建設業や第三

- 次産業等へ大幅に拡大していることから、事業場に対し、具体的な取組方法の教示やリスクアセスメントの定着に向けて丁寧な説明を行います。
- 石綿による健康障害防止対策については、引き続き、建築物等の解体・改修作業に係る石綿ばく露防止対策のため、改正省令による建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査の徹底等、石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の周知・徹底を図ります。
- 2 長時間労働の抑制
- (1)建設業、自動車運送業等における労働時間短縮等に向けた支援
建設業、自動車運転者及び医師については、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用となっていることを踏まえ、上限規制特別サイト「はたらきかたススム」の活用や説明会等において、労働時間に関連する法令制度を引き続き周知します。
建設業、自動車運転者については、発注者や発着荷主といった取引関係者に対して、労働時間短縮や長時間の恒常的な荷待ち時間の解消を要請します。
- (2)長時間労働の抑制に向けた監督指導
時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場及び過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を実施します。
- 3 労働条件の確保・改善対策
- (1)法定労働条件の確保等
事業場における基本的な労働条件の枠組み及び管理体制を確立・定着させることで、法定労働条件を確保します。法違反が疑われる事業場に対しては、監督指導を行うとともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導します。重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。
- (2)特定分野における労働条件の確保
技能実習生等の外国人労働者、自動車運転者の法定労働条件確保のため、引き続き関係機関と連携して労働基準関係法令の周知を図るとともに、法違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施します。
- (3)「労災かくし」の排除に係る対策の一層の促進
「労災かくし」を排除するため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、「労災かくし」が明らかになった場合は、司法処分を含め厳正に対処します。
- 4 最低賃金の履行確保、賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援
改正最低賃金の履行確保を図るため、積極的な広報を行うことにより管内の労働者・事業者等に最低賃金額を周知するとともに、問題業種等に対する監督指導を重点的に実施します。また、事業場に対する賃金引き上げに向けた検討の働きかけに加え、賃上げを支援するための「賃上げ支援」助成金パッケージの周知、ぎふ働き方改革推進支援センターのワンストップ相談窓口の周知を行います。
- 5 労災保険給付の迅速・適正な処理
労災保険給付の請求については、迅速な事務処理を行うとともに、適正な認定に万全を期します。特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案について、認定基準等に基づき迅速・適正な事務処理を一層推進します。また、労災保険の窓口業務については引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等を徹底します。

令和7年大垣署管内の労働災害発生状況(2月末速報)

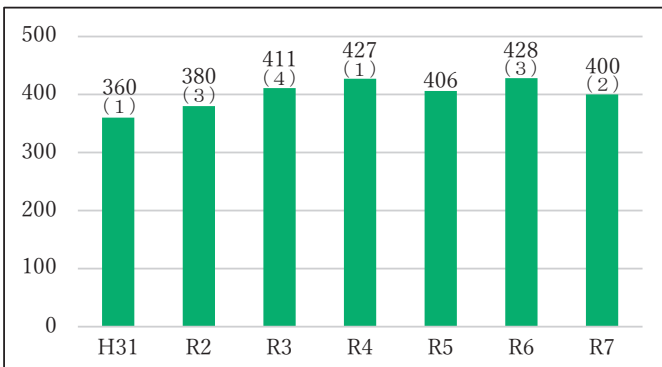
大垣労働基準監督署

令和7年の休業4日以上の死傷者数(新型コロナウイルス感染症を除く。)は、2月末速報値で【グラフ-1】のとおり400人(うち死亡者2人)で、前年同期比で25人(5.9%)の減少となっています。ただし、令和4年以降の死傷者数は400人台で推移しており、増減を繰り返している状況です。

業種別の死傷者数【表-1】参照)では、製造業が135人(33.8%)、商業が72人(18.0%)、保健衛生が56人(14.0%)の順に多く発生しています。対前年比では、製造業が-36人(-21.1%)と大きく減少していますが、保健衛生業で+31人(124%)と大幅に増加しています。

死亡災害については、製造業で2人発生しています。

【グラフ-1】休業4日以上死傷者数の推移(新型コロナウイルス感染症を除く)



※R7は2月末速報値・()内は死亡者数

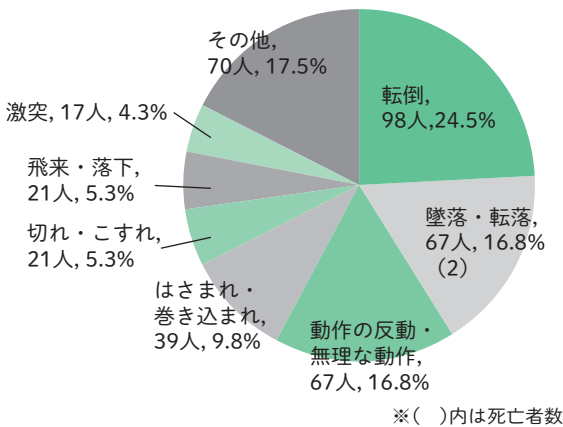
【表-1】業種別の死傷者数

業種	令和7年		令和6年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	400	2	425	3	-25	-1
製造業	135	2	171	0	-36	2
建設業	39	0	45	1	-6	-1
運送業	34	0	58	1	-24	-1
農林業	9	0	12	1	-3	-1
商業等	181	0	134	0	47	0
(商業)	72	0	55	0	17	0
(保健衛生)	56	0	25	0	31	0

※R6、R7ともに2月末速報値・死亡者数は内数

事故の型別【グラフ-2】参照)を見ると、転倒災害が98人(24.5%)と最も多く、墜落・転落災害、動作の反動・無理な動作による災害がそれぞれ67人(16.8%)、はさまれ・巻き込まれ災害が39人(9.8%)の順となっています。※動作の反動・無理な動作には、腰痛や、不自然な姿勢・動作の反動などが起因して筋をちがえる、くじくなどの災害が入ります。

【グラフ-2】事故の型別の死傷者数



※()内は死亡者数

- 製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害(23.0%)、墜落・転落災害(17.0%)の順に多くなっています。危険個所に身体の一部が入らないよう機械設備の本質的な安全化を進めることが重要です。
- 建設業では、墜落・転落災害(38.5%)、転倒災害(20.5%)の順に多くなっています。墜落・転落災害のうちの66.7%が2m未満からの墜落となっていますので、高所作業に関わらず墜落防止対策が必要です。
- 運送業では、墜落・転落災害(20.6%)、動作の反動・無理な動作による災害(17.6%)の順に多くなっています。荷役作業中や運転席への昇降時の墜落防止対策が重要です。
- 商業と保健衛生業では、転倒災害(商業29.2%・保健衛生業33.9%)、動作の反動・無理な動作による災害(商業25.0%・保健衛生業30.4%)の順に多くなっています。転倒などの危険個所をなくす・見える化する、腰痛防止のための自動化や省力化といったハード面の対策も必要ですが、同時に、転倒や腰痛になりにくい身体づくりといったソフト面での対策も必要です。

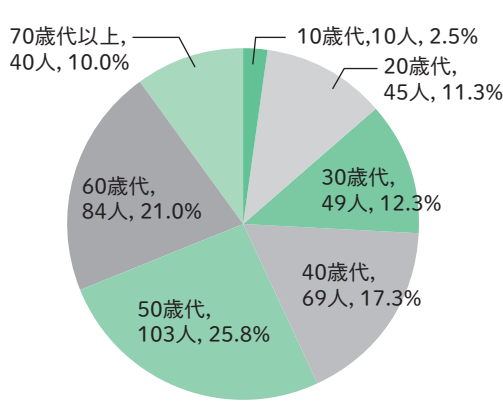
●全産業に共通して、転倒災害の占める割合が高くなっています。転倒災害の中で、つまずきにより転倒した災害が44.9%、滑りにより転倒した災害が35.7%を占めています。また、足のもつれや足が上らない等により転倒した災害も10.2%発生しています。

年齢別【グラフ-3】参照)を見ると、死傷者数のうち50歳代が103人(25.8%)と最も多く、次いで60歳代が84人(21.0%)、40歳代が69人(17.3%)となっており、高齢労働者が占める割合が高くなっています。一方、全産業に共通して高い割合で発生している転倒災害を年齢別【グラフ-4】参照)を見ると、10歳代から40歳代が占める割合は16.3%と低く、50歳代以上で83.7%と圧倒的多くの割合を占めています。

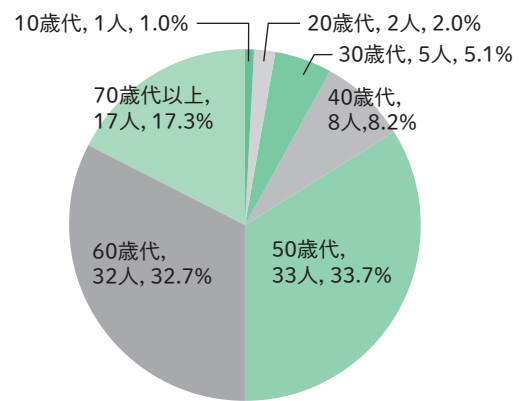
令和7年度は地域を上げて「西濃エイジフレンドリーでゼロ災プロジェクト2025」を展開し、西濃地域のすべての職場が高年齢労働者の特性に配慮した(エイジフレンドリー)労働災害防止を通じて、経験年数の短い労働者や外国人労働者なども含めた「みんなが安心して働ける職場づくり」に取り組みました。

労働安全衛生法改正により、令和8年4月1日から高齢者に対する労働災害防止対策が努力義務となり、「高齢者の労働災害防止のための指針」によって具体的な取組事項が定められ、高齢者の労働災害防止はますます重要となっています。引き続き、みんなが安心して働けるエイジフレンドリーな職場づくりを推進しましょう。

【グラフ-3】年齢別の死傷者数



【グラフ-4】転倒災害の年齢別の死傷者数



大垣労働基準監督署新任幹部職員のご紹介

大垣労働基準監督署



就任のご挨拶

一般社団法人大垣労働基準協会並びに会員の皆様には、日頃から労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年4月1日付で大垣労働基準監督署長に着任しました米山宏治と申します。前任者同様、引き続きよろしくお願ひいたします。大垣署には、平成17年から19年までの3年間勤務しており18年ぶり2回目の勤務となります。以前と比べると、経済状況、社会情勢などあらゆるものが大きく変化していますが、災害のない安心・安全で健康的に快適に働き続けられる職場づくり、法令等を遵守した適切な労務・安全衛生管理が重要であることには変わりありません。行政としましても分かり易い説明・指導などに努めてまいりますので、貴協会・会員の皆様方の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

大垣労働基準監督署長 米山 宏治



副署長 渡邊 吉徳

①岐阜市 ②ゲーム
③岐阜労働局監督課 特別監督官
④大垣署は初の勤務地で、身の引き締まる思いです。皆様と連携しながら、親しみやすい労働基準監督署を目指し、地域に根差した取組を進め、労働基準行政の推進に努めてまいります。



課長 栗田 政典

①垂井町 ②魚釣り
③岐阜労働局労災補償課 費用徴収専門官
④平成13年以来、3回目の大垣署勤務となります。地元で勤務ができることを大変楽しみにしております。微力ながら西濃地域の皆さまのお役に立てるよう業務を行ってまいります。



主任 酒向 一人

①名古屋市緑区 ②アクアリウム
③岐阜労働局 雇用環境・均等室 労働紛争調整官
④大垣労働基準監督署への着任は今回で3度目、通算すると5年目の勤務です。このご縁に感謝しております。自分自身だけでなく周囲の皆様方にも納得をしていただけるよう、職務の遂行に誠心誠意努める所存です。



主任 黒川 翔平

①北名古屋市 ②お寺巡り
③第一方面 労働基準監督官
④管内情勢に鑑み、適切な指導に取り組みたいと考えていますので、ご助力いただけますと幸いです。よろしくお願ひいたします。

①出身地 ②ご趣味 ③前任 ④ひとこと

令和8（2026）年4月1日付け人事異動

大垣労働基準監督署

転出			転入		
役職（官職）名	氏名	異動先官署・役職（官職）	役職（官職）名	氏名	異動前官署・役職（官職）
署長	大口 力生	退職	署長	米山 宏治	岐阜労働局 健康安全課長
副署長	安藤富士子	恵那労働基準監督署長	副署長	渡邊 吉徳	岐阜労働局 監督課 特別司法監督官
第1方面主任監督官	山中美哉子	岐阜労働基準監督署 第1方面主任監督官	第1方面主任監督官	酒向 一人	岐阜労働局 雇用環境均等室 労働紛争調整官
第3方面主任監督官	矢田 卓也	岐阜八幡労働基準監督署 監督・安衛課長	第3方面主任監督官	黒川 翔平	大垣労働基準監督署 第1方面 ※署内異動
労災課 課長	中村 直也	岐阜労働局 労災補償課 費用徴収専門官	労災課 課長	藤嶋 啓介	恵那労働基準監督署 労災課長
業務課 課長	浅野 聰	岐阜八幡労働基準監督署 労災課長	業務課 課長	栗田 政典	岐阜労働局 労災補償課 費用徴収専門官
第1方面労働基準監督官	黒川 翔平	大垣労働基準監督署 第3方面主任監督官	第1方面労働基準監督官	岩井 貴哉	新規採用
第1方面労働基準監督官	河村 莉紗	東京労働局 太田労働基準監督署	第3方面労働基準監督官	長谷川葉流	大垣労働基準監督署 第2方面 ※署内異動
第2方面労働基準監督官	長谷川葉流	大垣労働基準監督署 第3方面	第1方面労働基準監督官	梅田 真理	大垣労働基準監督署 第3方面 ※署内異動
第3方面労働基準監督官	梅田 真理	大垣労働基準監督署 第1方面	第1方面労働基準監督指導官	中野 正樹	岐阜労働基準監督署 ※再任用
			第2方面労働基準監督官	藤本 翔太	名古屋北労働基準監督署 第5方面
			第2方面労働基準監督官	加藤 桃子	新規採用
安全衛生課	吉森 康祐	滋賀労働局 監督課	安全衛生課 労働基準監督官	長谷川遥香	多治見労働基準監督署 安全衛生課
労災課 補償係長	流田 大輔	高山労働基準監督署 補償係長	労災課 厚生労働事務官	仲川 葵	関労働基準監督署 労災課

大卒等卒業予定者の採用をお考えの事業主の皆さま

ハローワーク大垣

令和8年度の大卒等卒業予定者を対象とした求人公開日は4月1日です。

*ハローワークでの求人受理は2月1日からです。

また企業広報活動は3月1日以降、採用選考活動は6月1日以降です。

そのため、求人公開後であっても5月31日以前に採用選考活動を行うことのないようご注意ください。

但しインターンシップタイプ3のうち専門活用型（2週間以上）を活用され、かつ卒業・終了年度に入る直前の春休み以降に実施されるインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生に関しては採用選考の取扱が変わります。

相談の窓

*今後の労務関係の法改正等スケジュール（予定を含む）

施行時期	内 容	関連する法律等
2026年 4月	子ども・子育て支援特別会計の創設（健康保険料と合わせた形で子ども・子育て支援金の徴収の開始）	特別会計に関する法律
	在職老齢年金の支給停止調整額を「65万円」に引き上げ	厚生年金保険法
	男女間賃金差異と女性管理職比率の情報公表を、従業員数301人以上から101人以上企業へ拡大（3項目以上）	女性活躍推進法
	従業員数301人以上企業は、女性管理職比率の情報公表が必須項目に（4項目以上）	女性活躍推進法
	健康保険の被扶養者認定における年取の考え方が、労働契約の内容により判定（給与収入のみの場合）	
	高齢労働者の労働災害防止措置（作業環境の改善、作業管理等）の努力義務	労働安全衛生法等
	治療と仕事の両立を促進するための措置実施の努力義務	労働施策総合推進法
2026年 7月	自転車の交通反則通告制度（青切符導入）の開始	道路交通法
	障害者の法定雇用率を2.7%に引き上げ	障害者雇用促進法
2026年 10月	新たに社会保険に加入する一定の短時間労働者の保険料負担を軽減できる特例的・時限的な経過措置の創設 特例により事業主が一旦負担した社会保険料相当額を制度的に支援 ※最大3年間	健康保険法 厚生年金保険法
	危険有害な化学物質取扱作業場の作業環境測定に個人ばく露測定を追加、有資格者が実施する	労働安全衛生法・ 作業環境測定法
	カスタマーハラスメント対策の義務化	労働施策総合推進法
	求職者等に対するセクシャルハラスメント対策の義務化	男女雇用機会均等法
2026年 12月	公益通報者の保護強化（体制整備、周知義務、通報者の範囲拡大、罰則創設等）	公益通報者保護法
2027年 4月	育成就労制度（外国人労働者雇用）の創設	出入国管理法
2027年 9月	厚生年金保険の標準報酬月額の上限額を「65万円」から「68万円」に引き上げ	厚生年金保険法
2027年 10月	従業員数36～50人企業規模事業所の短時間労働者の社会保険適用拡大	健康保険法・ 厚生年金保険法
2028年 4月	遺族厚生年金の男女差を解消（女性は20年かけて段階的に）	厚生年金保険法
	遺族基礎年金を受給できる子どもの範囲の拡大（同一生計の父または母が受給できない場合も受給）	厚生年金保険法
2028年 5月	（2028年5月14日までに）ストレスチェック実施企業規模要件を撤廃（すべての企業に実施義務）	労働安全衛生法
2028年 6月	（2028年6月13日までに）短時間労働者の社会保険加入基準の月額賃金8.8万円以上を廃止	健康保険・ 厚生年金保険法
2028年 9月	厚生年金保険の標準報酬月額の上限額を「68万円」から「71万円」に引き上げ	厚生年金保険法
2028年 10月	雇用保険の被保険者の加入要件の所定労働時間を週20時間以上から週10時間以上に引き下げ	雇用保険法
2029年 9月	厚生年金保険の標準報酬月額の上限額を「71万円」から「75万円」に引き上げ	厚生年金保険法
2029年 10月	従業員数21～35人企業規模事業所の短時間労働者の社会保険適用拡大	健康保険法・ 厚生年金保険法
	非適用業種の常時5人以上を使用する個人事業所も社会保険の適用事業所に	健康保険法・ 厚生年金保険法
2032年 10月	従業員数11～20人企業規模事業所の短時間労働者の社会保険適用拡大	健康保険法・ 厚生年金保険法
2035年 10月	従業員数10人以下の事業所の短時間労働者の社会保険適用（社会保険加入の企業規模の撤廃）	健康保険法・ 厚生年金保険法

※その他、脱退一時金の見直し、同一労働同一賃金ガイドラインの見直し等が予定されています
各種助成金の内容も変わる場合があります。変更内容の詳細は、無料労務相談でお問合せください（社会保険労務士 浅野りよ子）

事務局・部会活動報告

※詳細は協会ホームページで掲載しています。

【事務局】

- 1/29 メンタルヘルスセミナー
- 2/9 連合会・地区労働基準協会連絡会議
- 2/13 南宮大社安全祈願
- 3/11 第3回理事会

【専門部会】

- 1/16 化学部会 定例会・懇親会
- 3/18 化学部会 定例会
- 4/7 労働保険事務組合連合会大垣地協役員会
- 4/14 林災防岐阜県支部 理事会

中小企業無災害記録証が新たに4事業場に授与されました！

— フタムラ化学（株）大垣工場 構内4事業場が連続無災害記録を達成—

フタムラ化学（株）大垣工場の構内で事業を行っておられる4事業場の無災害記録について、中央労働災害防止協会より記録証と盾が授与されました。

中央労働災害防止協会 中小企業無災害記録証	銀賞（第4種）4,500日	(株) 有起産業 大垣事業所（大垣市）
	銅賞（第3種）3,000日	(株) 新和化成 大垣事業所（大垣市）
		(株) アオヤギ 大垣事業所（大垣市）
	進歩賞（第2種）1,500日	東洋産業（有）大垣事業所（大垣市）



向かって左から 新和化成様、アオヤギ様、有起産業様、東洋産業様

いずれの事業場も、フタムラ化学（株）大垣工場との間で、労働災害防止活動において緊密な協力関係を構築し、記録を達成されました。

みなさんも労働災害防止の取組の一到達点として、「中小企業無災害記録証授与制度」にお取組み下さい。費用は一切かかりません。申請のお手いは当協会で行います。詳しくは協会ホームページをご覧くださいの上事務局まで問合せください。

2025年度メンタルヘルスセミナーを開催しました

1月29日大垣市情報工房スィンクホールにおいて、大垣労働基準監督署との共催で「2025年度メンタルヘルスセミナー」を開催しました。(当日の参加者は会場66名WEB100名)

冒頭、大垣労働基準監督署健康安全課の浅井課長より「ストレスチェック制度について」説明を行いました。

メインの講演は「職域と精神科医療を繋ぐ～適応障害を通じて精神科診断を知る」をテーマに、精神科医師で犬山病院副院長、岐阜産業保健総合支援センター産業保健相談員の黒川淳一氏の講演を行いました。今回は、昨今メンタル不調に係る医師の診断を基に休職する労働者が増加する中で、その医師の診断について企業側担当者の理解を進める必要があるのではないか、という視点を基にご講演いただきました。

講演では、最近最も多いと思われる「適応障害」という診断について、「特定のストレス要因に対する反応であり、このストレス要因が無くなれば速やかに軽快すると考えられるもの」に対して下される診断であること、これに対して「うつ病という診断は病気であり、この違いは病気であるがゆえに周囲の者には理解できない思考や行動をとることがありうる点であること、最も留意すべき行動のひとつとして自殺がある」旨述べられました。その上で、「病気未満の『患者』≒仕事での悩みを抱える人が精神科医師を頼って来る場合、どうするのが最善かを考えることは医師の職業倫理上主治医としては譲れない」という前提を基に、「今後は診断の意味を産業医や企業側担当者にもよく理解してもらうとともに、どう療養するべきかについて主治医としての意見も聴く機会を持つてもらえるようになればよいのではないか」と述べられました。

メンタルヘルス対策については難しい点も多く、必ずしも十分な理解がなされているとは言えない状況があり、会員事業場からのご相談も依然多くあります。協会事務局ではいろんな視点からの情報提供に努めるとともに、必要に応じその内容に適した専門家のご紹介なども行っています。ぜひご相談ください。



Cool! 西濃キャンペーン2026～熱中症重症化Zeroへ～を展開 5月1日から9月30日を期間として

気候変動の影響により、2026年の夏も気温が高い傾向が続くと予報されています。職場における熱中症対策について厚生労働省は、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」、令和3年の「職場における熱中症予防基本対策要綱」の策定に加え、昨年6月施行の改正労働安全衛生規則による措置の義務化により推進してきました。さらに、本年3月「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を公表しました。

このような状況を受けて、大垣労働基準協会は大垣労働基準監督署との連携により「Cool! 西濃キャンペーン2026～熱中症重症化Zeroへ～」を展開します。本キャンペーンは、熱中症対策の具体的な防止対策について管内の事業場に広く周知し、労働安全衛生規則に定める措置の徹底、新ガイドラインによる措置の推進により、熱中症の予防、熱中症にり患した場合の早期発見と適切な措置により重症化ゼロを目指すものです。具体的には、研修会の開催、各職場で活用できるオリジナルパンフレット及び30分程度の教育動画の配布等を行います。また、大垣労働基準協会では、5月28日（木）、6月16日（火）の2回、各職場で熱中症予防管理者を選任いただくための「熱中症予防管理者講習」を開催します。

熱中症の怖しさを正しく理解し、重症化事案Zeroを達成するため、このキャンペーンに注目し、各職場での教育や対策の充実を図っていただきますようお願いいたします。



2025年度第3回理事会を開催しました

一般社団法人大垣労働基準協会は、3月11日（水）大垣市情報工房内で本年度第3回理事会を開催しました。冒頭小川協会長は「本年度はエイジフレンドリーでゼロ災プロジェクト2025を展開し、高齢の方だけでなく広範囲でやさしい職場環境づくりについて効果的な取組ができた。引き続き企業として安全で安心して働ける職場づくりは重要な課題。地域の企業に積極的な取組を呼び掛けたい」と述べました。来賓の大垣労働基準監督署大口署長様からは、「3年間のプロジェクトは労働災害減少という成果につながった。プロジェクトとしては一定の区切りとするが、新年度熱中症予防についてのキャンペーンを展開したいと考えている。ぜひ一緒に取組んでいただきたい」との言葉をいただきました。その後事務局から2025年1～12月末までの事業報告及び会計報告を行い、ご承認いただきました。続く2026年度事業計画の提案にあたり、大垣労働基準監督署安藤副署長様より「Cool！西濃キャンペーン2026～熱中症重症化Zeroへ～」と題しての熱中症予防と対策の充実を呼び掛けるキャンペーンの展開についてご提案を受けました。これを受けて小川会長から「熱中症対策はこの地域でも非常に重要な課題。協会としても連携して取り組みたい」と述べ、参加された理事もこれに同意いただきました。2026年度当協会としてこのキャンペーンに主体的に取り組むことが、ほかの議案とともに承認されました。



*** 各種講習会のお知らせ【大垣地区開催分】 *** 5月～6月実施分

* 受講案内、申込書は当協会ホームページより最新版をダウンロードしてご利用ください。* 定員になり次第締切ります。

* 申込先 (一社)大垣労働基準協会 TEL 0584-73-2272 FAX 0584-73-2257
* 講習会場 大垣市職業訓練センター(大垣市西大外羽1-226-1) 他

講習名	開催日	講習名	開催日
化学物質管理者講習 (製造事業場対象 2日間)	4月27日(月)～28日(火)	化学物質管理者講習 (取扱い事業場対象 1日間)	6月15日(月)
フォークリフト運転技能講習	(学科)5月11日(月) (実技)5月12日(火)～14日(木)	熱中症予防管理者講習	6月16日(火)
局所排気装置定期自主検査者講習	5月18日(月)～20日(水)	特定化学物質・四アルキル鉛作業 主任者技能講習	6月18日(木)～19日(金)
ガス溶接技能講習	5月21日(木)～22日(金)	有機溶剤作業主任者技能講習	6月23日(火)～24日(水)
アーク溶接特別教育	5月25日(月)～26日(火)	プレス機械作業主任者技能講習	6月25日(木)～26日(金)
熱中症予防管理者講習	5月28日(木)	第1種・第2種衛生管理者 免許試験受験準備講習	7月1日(水)～2日(木)
フォークリフト運転技能講習	(学科)5月29日(金) (実技)6月1～3日、4,5,8日、9～11日	低圧電気取扱特別教育	7月6日(月)～7日(火)

事務局
編集後記

本年度、当協会は大垣労働基準監督署との連携で「Cool！西濃キャンペーン2026～熱中症Zeroへ～」により、みなさんの職場における熱中症対策の後押しをします。熱中症は生命に関わる怖ろしさがある反面、早めの適切な対応により軽症で済むことが多いのも事実です。当協

会では「早めの適切な対応を知る」ために「熱中症予防管理者講習」を2回計画しています。例年の講習では受講者のみなさんから多くのご質問をいただきます。日頃の疑問を持ってぜひ受講ください。(よ)



ゼロ災つむりくん

5月28日(木)、6月16日(火) 熱中症予防管理者講習を開催します。